



●2024(令和6年)は、うるう年

ことはうるう年(閏年)です。2月のカレンダーを見て気付かれたことと思われます。通常の年であれば2月は28日ですが、ことは29日まであります。このうるう年がある意味を皆さんはご存知でしょうか?

一般的に夏季オリンピック(ことはパリ大会:7月26日から8月12日)が開催される年と認識をされていらっしゃる方も多いことと思われます。今回は、2月29日に誕生日を迎える人は、公的機関などでどのような取扱になるのかを理解していきましょう。(皆さんやご家族、またはお近くにこの日が誕生日だという方はいらっしゃいますか?)

●では、なぜ4年ごとに1日多くなるの?

うるう年は、およそ4年に一度訪れます。平年は365日ですが、うるう年は366日になるということです。ではなぜうるう年が設定されたのかというと、実際の季節(地球の公転)と暦がずれてしまうためなのです。

平年を365日とする太陽暦で、地球の平均公転年(太陽が黄道上の分点と至点から出て再び各点に戻ってくるまでの周期)はおおよそ365.242199日です。そのため、ずっと365日きっかりの暦にしてしまうと、少しずつ季節と暦がずれていってしまいますよね。そのため、ほぼ4年に一度、2月に1日をつけ足して調節をしているのです。うるう年の始まりは1582年にさかのぼります。ローマ教皇・グレゴリウス13世が「グレゴリオ暦」という暦を制定したことから始まりました。日本では、従来は旧暦(太陰暦)を採用していたのですが1872(明治5)年12月2日の翌日(新暦(太陽暦)の1873(明治6)年1月1日)として始まりました。



●年金を含む公的機関の取り扱い方はどうなの?

4年に1回しか誕生日がこない? 誕生日が来ないと4年で1歳しか年齢が増えない? いえいえ、2月29日に生まれた人も1年に1つ歳をとりますよ。これは、「年齢計算ニ関スル法律」(明治35年法律第50号)で、年齢を計算するときには誕生日を初日に算入することが定められています。(通常、民法では「日、週、月又は年によって期間を定めるときは期間の初日は算入しない初日不算入の原則がありますが、この法律は、年齢は出生の日から起算するものとして初日不算入の例外を定める。)生まれた日を1日目として365日目が誕生日の前日になります。従って、誕生日前日から誕生日になる深夜の12時に1つ歳をとります。つまり、2月29日生まれの方は、2月28日の24時になった時点ということになります。では老齢年金の受給権発生日はどうでしょうか。運転免許証やマイナンバーカードの生年月日はきちんと2月29日生まれと記載されます。老齢年金の受給権利が生じる「受給資格付与日」は、その人の「誕生日の前日」です。

従って2月29日生まれの方は前日の2月28日に受給資格が付与されます。

年金が支給されるのは受給資格付与日の翌月分からなので、年金の支給開始月は翌3月分からです。

(ウルトラマンA北斗 ゆたか)

こんにちは !!

みなくさ社労士・FP事務所
050-7116-8551

社労士事務所 HONEST 06-6910-8317

多賀 貴志社会保険労務士事務所
0749-27-3993

西岡社会保険労務士事務所
0749-55-0963

社会保険労務士中山貴之事務所
0749-59-5626

野村社会保険労務士事務所
0749-62-2684

前田直樹社会保険労務士事務所
0749-74-0347

橋本将詞社会保険労務士事務所
075-755-0157

大隈社会保険労務士事務所
0770-56-2778

アール・オフィス松尾
077-514-2570

タマキ社労士事務所
077-563-7095

コンフィアンス社会保険労務士事務所
077-575-1115

鈴木社労士事務所
077-583-9490



みなくさ社労士・FP事務所

特定社会保険労務士
ファイナンシャルプランナー(CFP)

谷口 暢生

〒525-0047 滋賀県草津市追分3-23-18
サンクリエート追分208
TEL 050-7116-8551 FAX 050-3588-4512
E-mail: n-taniguchi@minakusa-srpf.com
<https://minakusa-srpf.com/>

コンテンツ

- 令和6年度
労災保険料率
- 1面
- 能登半島で
地震にあわれた
方へ
- 2面
- 「人」の定着
に向けて
- 3面
- やさしい年金
- 4面



冬の旅人

撮影 びわこの狸

令和6年4月から労災保険の料率等の変更について

令和6年度の『労災保険の料率』『一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率』『請負による建設の事業に係る労務費率』の一部変更が発表されました。

(1) 労災保険料率

全業種平均では、0.001%の引き下げになっていますが、全54業種のうち、保険料率が引き下げられるのは、17業種、逆に引き上げられるのは、『パルプ又は紙製造業』『電気機械器具製造業』『ビルメンテナンス業』の3業種となっており、変更内容は次の通りです。

パルプ又は紙製造業	1000分の6.5	→	1000分の7
電気機械器具製造業	1000分の2.5	→	1000分の3
ビルメンテナンス業	1000分の5.5	→	1000分の6

(2) 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率

全25区分のうち、5区分で引き下げられました。

特1 個人タクシー、個人貨物運送業者、 原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	1000分の12	→	1000分の11
特2 建設業の一人親方	1000分の18	→	1000分の17
特5 医薬品の配置販売業者	1000分の7	→	1000分の6
特14 金属等の加工、洋食器加工作業	1000分の15	→	1000分の14
特15 履物等の加工の作業	1000分の7	→	1000分の5

(3) 請負による建設の事業に係る労務費率

『鉄道又は軌道新設事業』『その他の建設事業』の労務費率が引き下げられます。

鉄道又は軌道新設事業	24%	→	19%
その他の建設事業	24%	→	23%

みなさんの事業の労災保険料率は、担当の社労士にお尋ねください。



(タマキ)

能登半島で地震にあわれた方へ

協会けんぽ（全国健康保険協会）の被保険者証をお持ちの能登半島地震被災者の方へ
令和6年元日に能登半島で発生しました能登半島地震で、お亡くなりになった方々、ご家族、関係者の方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに心より見舞いの意を表します。

◆保険証がなくても医療機関を受診出来ます。

このたびの地震による被災に伴い、保険証（健康保険被保険者証）を紛失あるいはご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関の窓口で

- ・氏名
- ・生年月日
- ・お勤め先の事業所名

を申し出ることにより、保険証がなくても受診出来ます。

◆医療機関における一部負担金の免除について

このたびの地震により甚大な被害を受けられた加入者の皆さまにつきまして、令和6年1月1日～令和6年4月30日の診療において医療機関窓口での一部負担金等の免除を受けることができます。

免除の対象となる方は以下の（1）と（2）の両方に該当する方です。

- （1）令和6年1月1日に、令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた、健康保険法または船員保険法による協会けんぽの被保険者または被扶養者（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入された方も含まれます。）
- （2）令和6年能登半島地震を原因として、下記のいずれかに該当する旨、医療機関の窓口で申立を行った方
 - ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災を受けた方
 - ・主たる生計維持者が死亡し、または、重篤な傷病を負った方
 - ・主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ・主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した方
 - ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

医療機関の窓口で上記（1）（2）の両方に該当する対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について、支払いが不要となります。

被災地では厳しい寒さの中、余震が続き不安な日々が続いていることと存じますが、皆さまの安全と、一日も早い復旧・復興を祈念します。

個別の案件は担当社労士にご相談ください。

（ごろ一）

「人」の定着に向けて・・・ Vol 95

直江 兼続の言葉

道を作り橋をかけて通行の整備をすることは
国を預かる者として当然のことです。

直江 兼続：上杉家の懐刀
なおえ かねつぐ

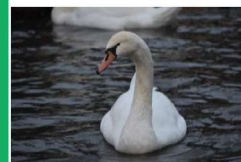
今回は、「人望力」の5つ目の要諦、それは「人間力」です。すなわち、いわゆる「器」のことをいいます。「トップに立つ者は、決して自分に対する批判を恐れてはならない。」とはよく聞く言葉です。では、「諫争(かんそう)の臣」という言葉をご存じですか？諫争とは、争ってまでも強く目上の者をいさめることを言います。そのようにいさめてくれる「臣」ということです。

その昔、目上の者の意見は絶対でした。意見するだけでも切られた時代、その時代に自身の身をかえりみず、目上の者をいさめる行動をとるような家臣、このような家臣の意見を聴かず、誰を信用するのでしょうか。徳川家康は「主人に諫言することは、一番槍より難しい」といいました。どんなに主人のことをおもっていたとしても、主人の耳に痛いことをいうと、主人との関係がまずくなってしまう、主人も「なぜそのようなことを」と疑心暗鬼にしてしまう可能性もある。

「人間力」というものは、そのような家臣の想いもありながら、諫言してくれているという行動と気持ちを理解しなくてはならないということです。ここに「器」があらわれます。家臣からの諫言が、自身の考えと違うことだとしても、まさに的を射た言葉であれば、素直に聴き入れる。決して自分に対する批判をおそれず、誰のための行動かを考え、組織を一番いい方向に導く、これがトップです。



黒田 如水(くろだ じょすい:黒田 官兵衛の命別名)は、家臣を信頼しない子・長政に「腹を立てない会」を作れと仰いました。それは、毎月日を決めて、誰が参加してもかまわない、言いたいことをいう、ただ、そのときに言ったことで腹を立ててはいけないということでした。自分に批判めいた意見がでると腹が立った長政に「部下の意見はあくまで意見、その中から選び、どう行動するか決めるのはお前だ。部下に物事をいう権利はあっても、決定する権利はない。決定者はお前だ。それをわきまえないと優柔不断なリーダーになってしまう。」



黒田が長政に言った 部下の意見はあくまで意見、決定者はお前だという部分、非常に重たいと感じます。部下の言葉を受けて、実際に行動に移すかどうかの判断は経営者が行います。部下は舟を漕ぎますが、実際に舟を指揮するのは皆さんです。(しょうし)